

なければならない。

第十六条の四中「並びに前条第一項及び第二項の報告」を「、第十六条の四第一項の歯科医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付」に改め、第三章の二中同条を第十六条の六とし、第十六条の三の次に次の二条を加える。

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとするとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条並びに附則第八条から第十条まで及び第二十三条の規定 平成十六年四月一日

二 第三条、第五条並びに附則第十一条から第十三条まで及び第二十四条の規定 平成十八年四月一日

(病床の種別の変更に係る経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第七条

第一項の許可を受けて病院を開設している者（同条第二項に規定するその他の病床（以下「旧その他の病床」という。）を有する病院を開設している者に限る。）は、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院の旧その他の病床について、第一条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第七条第二項第四号又は第五号に規定する病床の種別ごとの病床数その他の厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項に規定する者については、同項の届出をするまでの間、旧医療法第一条の五第三項及び第七条第二項（療養型病床群及びその他の病床に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 第一項に規定する者は、同項の届出をするまでの間、当該者が開設する病院の病床であつて次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める病床として新医療法第七条第一項の許可を受けたものと

みなす。

一 旧医療法第七条第二項に規定する精神病床 新医療法第七条第二項第一号に規定する精神病床

二 旧医療法第七条第二項に規定する感染症病床 新医療法第七条第二項第二号に規定する感染症病床

三 旧医療法第七条第二項に規定する結核病床 新医療法第七条第二項第三号に規定する結核病床

四 旧その他の病床 経過的旧その他の病床（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧その他の病床をいう。第七項において同じ。）

五 旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群に係る病床 経過的旧療養型病床群（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群をいう。）に係る病床

4 第一項に規定する者についての新医療法第二十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群（以下この項において

「経過的旧療養型病床群」という。）を有しない病院にあつては、当該病院の有する病床の種別（改正法附則第二条第三項第四号に規定する経過的旧その他の病床を含む。）に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者（経過的旧療養型病床群を有する病院にあつては、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦、看護補助者その他の従業者）」とする。

5 第一項の届出をした者は、当該届出に係る事項について新医療法第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

6 第一項に規定する者（旧その他の病床のみを有する病院を開設している者に限る。）が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届出をしなかつたときは、当該者に係る新医療法第七条第一項の許可は取り消されたものとみなす。

7 第一項に規定する者（旧その他の病床のみを有する病院を開設している者を除く。）が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届出をしなかつたときは、当該者が開設する病院の病床のうち、経過的旧その他の病床以外の病床について、新医療法第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧医療法第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者（旧その他の病床を有する者を除く。）は、当該者が開設する病院の病床であつて同条第二項に規定する精神病床、感染症病床又は結核病床であるものについて、それぞれ新医療法第七条第二項第一号から第三号までに規定する精神病床、感染症病床又は結核病床として同条第二項の許可を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧医療法第七条第三項の許可を受けて診療所に旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群を設けている者は、当該療養型病床群に係る病床について、新医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床として同条第三項の許可を受けたものとみなす。

第五条 この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間は、新医療法第七条の二第一項中「療養病床及び一般病床の数」とあるのは「医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条第三項第四号に規定する経過的旧その他の病床（以下この条において「経過的旧その他の病床」という。）、療養病床及び一般病床の数」と、「同条第四項の厚生労働省令」とあるのは「改正法附則第七条第一項により読み替えて適用される第三十条の三第四項の厚生労働省令」と、「療養病床及び一般病床に係る基準病床数」とあるのは「経過的旧その他の病床、療養病

床及び一般病床に係る基準病床数」と、同条第二項中「療養病床及び一般病床の数が、」とあるのは「経過的旧その他の病床、療養病床及び一般病床の数が、改正法附則第七条第一項により読み替えて適用される」と、「療養病床及び一般病床に係る基準病床数」とあるのは「経過的旧その他の病床、療養病床及び一般病床に係る基準病床数」とする。

(医療計画に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧医療法第三十条の三の規定により定められ、又は変更された医療計画は、新医療法第三十条の三の規定により定められ、又は変更されるまでの間は、同条の規定により定められ、又は変更された医療計画とみなす。

第七条 この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間は、新医療法第三十条の三第四項中「それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第二条第三項第四号に規定する経過的旧その他の病床、療養病床及び一般病床の総数に関する」とする。

2 この法律の施行の日から二年六月を経過した日以後政令で定める日までの間は、新医療法第三十条の三

第四項中「それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした」とあるのは、「療養病床及び一般病床の総数に関する」とする。

(臨床研修修了医師の登録に係る経過措置)

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に医師免許を受けている者及び当該規定の施行前に医師免許の申請を行った者であつて当該規定の施行後に医師免許を受けたものは、第二条の規定による改正後の医療法及び第四条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

(指定病院に係る経過措置)

第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院は、第四条の規定による改正後の医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院とみなす。

(診療所の開設の届出に係る経過措置)

第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に第二条の規定による改正前の医療法第八条の規定による

届出をした医師は、第二条の規定による改正後の医療法第八条の規定による届出したものとみなす。

(臨床研修修了歯科医師の登録に係る経過措置)

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に歯科医師免許を受けている者及び当該規定の施行前に歯科医師免許の申請を行つた者であつて当該規定の施行後に歯科医師免許を受けたものは、第三条の規定による改正後の医療法及び第五条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

(指定病院等に係る経過措置)

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の歯科医師法第十六条の一第一項の規定による指定を受けている病院又は診療所は、第五条の規定による改正後の歯科医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院又は診療所とみなす。

(診療所の開設の届出に係る経過措置)

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第三条の規定による改正前の医療法第八条の規定による届出をした歯科医師は、第三条の規定による改正後の医療法第八条の規定による届出したものとみな

す。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康保険法の一部改正)

第十六条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第四項中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

第四十三条ノ三第二項中「第一条の五第三項」を「第七条第二項第四号」に、「療養型病床群（本項二於テ単ニ療養型病床群ト称ス）」を「療養病床」に、「同法第七条第二項」を「同項」に改め、「診療所ニ設置スル療養型病床群ニ係ル病床ニ付テハ同項ニ規定スル其ノ他ノ病床ト看做ス」を削り、同条第四項

第一号中「若ハ第一号の二」を削り、同項第二号中「必要病床数」を「基準病床数」に改める。

(船員保険法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

- 一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条第七項
- 二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）第五十四条第三項
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十一号）第三十六条第四項
- 四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第五十六条第三項
- 五 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十五条第六項

(租税特別措置法の一部改正)

第十八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第十二条の三第一項中「第一条の五第二項」を「第七条第二項第四号」に、「療養型病床群に収容された」を「療養病床に入院する」に改める。

第四十五条の二第三項第二号中「療養型病床群等」を「療養病床等（同項の療養病床以外の病院の病床

に係る部分に限る。)」に、「収容された」を「入院する」に改め、同項第三号中「第一条の五第三項」を「第七条第二項第四号」に、「療養型病床群に収容された」を「療養病床に入院する」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第十二条の三第一項又は第四十五条の二第三項の規定は、個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が新医療法の施行の日以後に取得又は建設をするこれらの規定に規定する特定医療用建物について適用し、個人又は法人が同日前に取得又は建設をした前条の規定による改正前の租税特別措置法第十二条の三第一項又は第四十五条の二第三項に規定する特定医療用建物については、なお従前の例による。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第二十条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「又は第一号の二」を削る。

（介護保険法の一部改正）

第二十一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十三項中「療養型病床群等」を「療養病床等」に、「第一条の五第三項に規定する療養型病床群（その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。）又は同法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるもの」を「第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち要介護者的心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの又は療養病床以外の病院」に改め、「（当該療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下同じ。）」を削る。

第一百五条中「医療法」の下に「第八条の二第二項及び」を加える。

第一百七条第一項、第二項及び第四項、第一百八条第一項並びに第一百十八条第二項第一号中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

第二百九条第三号中「医療法」の下に「第八条の二第二項及び」を加える。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間は、介護保険法第七条第二十二項（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

中「療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの」とあるのは「療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの若しくは医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群（その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。）」とし、「当該療養病床等」とあるのは「当該療養病床等（当該経過的旧療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあっては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下同じ。）」とする。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二十三条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百一十九号）の一部を次のように改正する。

第一百条第六項中「及び第二項中「医師及び歯科医師」とあり、同法第八条、第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「医師」とあり」を「中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師」とあり、同条第二項中「臨床研修修了医師及び歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修修了医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修修了医師」とあり、同法第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり」に改める。

第一百一条第三項中「行なう」を「行う」に、「「医師」を「「臨床研修修了医師」」に改める。

第二十四条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百条第六項中「」及び歯科医師」を「」及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了歯科医師」という。）」に、「臨床研修修了医師及び歯科医師」を「臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師」という。」に、「臨床研修修了医師、歯科医師」を「臨床研修修了医師、歯科医師」と改める。

第一百一条第三項中「歯科医師」を「臨床研修修了歯科医師」に改める。

理 由

高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直し、病床の種別に応じて適正な医療が提供されるための措置を講ずるとともに、休止医療機関等の適正化のための措置を講じ、医療機関が広告できる事項を追加するほか、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化し、臨床研修の修了を病院又は診療所の管理者となるための要件とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。